

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成29年度事業 点検・評価調書

3-21

3-21

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	来訪者の適切な誘導
節				
事業(施策)名	21 構成資産内における立入禁止区域の設定と周知		事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～H34		関連団体	県治山課、県農地計画課、県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産部)、佐渡市財務課、(株)ゴールデン佐渡
事業概要	<p>【事業目的】 構成資産における保存管理や来訪者の安全対策のため、立入禁止区域の設定とこれに伴うサイン等の設置により、来訪者の適切な誘導を図る。</p> <p>【事業内容】 地形的に危険な箇所や危険生物(マムシ・スズメバチ等)の生息箇所などの危険箇所の把握を行い、安全対策用のハザードマップを作成したうえで、関係機関と協議のうえ、立入禁止区域の設定や案内・誘導・規制サイン等の設置を行う。</p>			
⑳ 事業計画と実績	<p>【29年度計画】 所有者・関係機関と協議のうえ、立入禁止区域の範囲確定を行う。また、立入禁止区域の確定に併せて、立入禁止区域を周知するためのサイン計画(デザイン・設置箇所)を策定する。 一般来訪者向けに周知チラシ(見学の際のマナーや危険箇所への注意喚起について書かれたもの)を20,000部作成する。</p> <p>【29年度実績】 所有者(株)ゴールデン佐渡・関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市関係課ほか)と協議のうえ、サイン計画の策定を行った。 公開範囲や遊歩道整備を検討するため、その指針となる史跡保存整備計画の策定をすすめた。 一般来訪者向けの周知チラシ20,000部を作成した。</p>			
課題・今後の取組	<p>【課題】 構成資産が広範囲に分布することから、継続的かつ計画的なサインの設置を進める必要がある。 危険箇所等への立入禁止区域を設定し、これら区域の周知徹底を図る必要がある。</p> <p>【今後の取組】 ホームページ等の様々な媒体を利用して、立入禁止区域の存在について周知徹底を図る。 一般来訪者向けの周知チラシを佐渡汽船や関係施設等に設置する。</p>			
事業評価	<p>【事業の達成度】 [a (b) c] 概ね計画どおりに進んでいることから、B評価とした。</p> <p>【事業実施の効果】 [a (b) c]</p> <p>【総合評価】 [A (B) C]</p>			

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。